

墨田区デザインマンホール デザイン使用手引き

1 この使用手引きは、墨田区にゆかりのある葛飾北斎の代表作である、富嶽三十六景「神奈川冲浪裏」、「凱風快晴」の作品を使用したマンホールデザインをご活用いただく際の注意点、申請方法等について記載しています。



2 墨田区は東京都が実施する「令和2年度デザインマンホール蓋設置等支援事業」と連携し、区内にデザインマンホールを設置いたしました。これらのマンホールを通じ、観光客誘致の促進及び地域活性化を図っています。

※「ハッキョイ！せきトリくん」のデザインマンホールについては、本書の手続きでは使用申請ができません。使用を希望される場合は、お問合せ先までご連絡いただきますよう、お願いいたします。

令和6年2月

墨田区産業観光部観光課

1. 墨田区デザインマンホールについて

(1) 種類、設置場所、アクセス

- ア 葛飾北斎 富嶽三十六景「神奈川冲浪裏」
墨田区亀沢二丁目 7 番先 緑町公園沿い西側歩道上
JR 総武線両国駅東口から徒歩 9 分、都営大江戸線両国駅 A3 出口から徒歩 5 分、
都営バス「都営両国駅」から徒歩 5 分、区内循環バス「すみだ北斎美術館前（津軽家上屋敷跡）」からすぐ
- イ 葛飾北斎 富嶽三十六景「凱風快晴」
墨田区両国二丁目 15 番先 国技館通り西側歩道上（相撲像前）
（JR 総武線両国駅西口を出て左方向）
JR 総武線両国駅 西口から徒歩 3 分
- ウ ハッキヨイ！せきトリくん
墨田区横網一丁目 3 番先 国技館通り東側歩道上（両国駅広小路と国技館の間）
（JR 総武線両国駅西口を出て右方向）
JR 総武線両国駅 西口から徒歩 2 分、都営大江戸線両国駅 A3 出口から徒歩 5 分

2. 使用の手引き

デザインを使用する場合は、本書に記載された内容について遵守してください。また、デザインを使用する際は、事前の手続きが必要となります。なお、商用利用しない場合と、商用利用する場合で手続き方法が異なりますのでご注意ください。

(1) 手続き方法

ア 商用利用しない場合

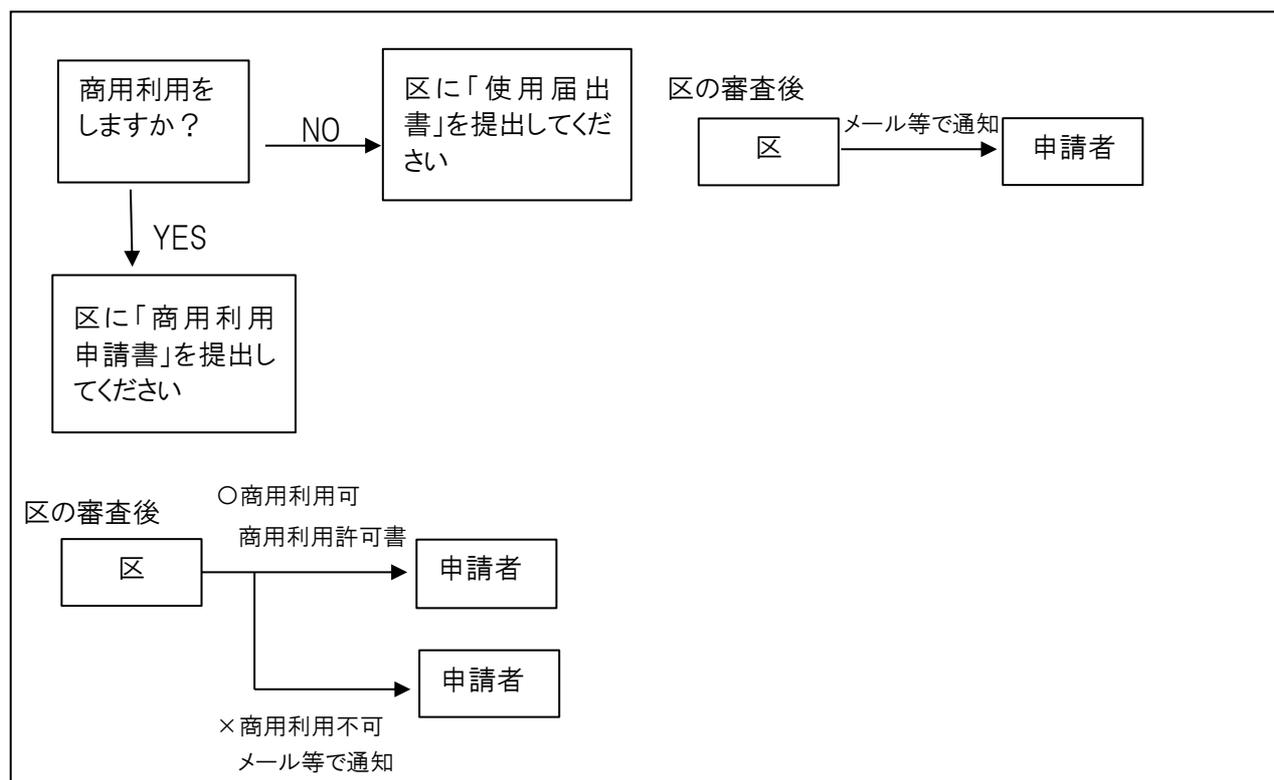
地域活動（営利目的ではないもの／無料の催し など）のチラシに掲載する、町会・自治会の活動で使用する など

- (ア) 申請者から「墨田区マンホールデザイン使用届出書」をご提出していただきます。
- (イ) 区による審査を行います。
- (ウ) 区から申請者へ結果をメール等でお知らせいたします。

イ 商用利用する場合

- (ア) 申請者から「墨田区マンホールデザイン商用利用申請書」をご提出していただきます。
- (イ) 区による審査を行います。
- (ウ) 区による審査後、商用利用が可能と判断した場合は、区から「墨田区マンホールデザイン商用利用許可書」を送付いたします。
- (エ) 商用利用が不可と判断した場合は、メール等でお知らせいたします。

ウ フローチャート図



3. 遵守事項

作成物を商標登録することはできません。また、次の項目に該当する場合（該当する可能性がある場合）は、デザインを使用することはできません。

- (1) 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
- (2) 墨田区の信用や品位、イメージを損なうおそれがある場合
- (3) 政治、宗教、思想等に関する活動での使用、また、特定の個人・団体・民族等への中傷や攻撃を助長する、第三者の利益を害するおそれのある場合
- (4) 青少年の健全育成にとって有害な目的に利用されるおそれのある場合
- (5) デザインに近接して企業名または団体名等を表示することによって、区の公的機関であるような誤解を招くおそれのある場合
- (6) 区が特定の個人・企業・団体、あるいは商品・サービス・活動等を支援・推奨・公認しているような誤解を招くおそれのある場合
- (7) 特定の個人や団体のシンボルマーク、あるいは商標や意匠に相当するものとして、独占的に利用されるおそれのある場合

4. 暴力団排除に関する遵守事項

墨田区は、区民の安全で平穏な生活を確保し、事業活動の健全な発展に寄与することを目的として、暴力団の排除を行っております。次の項目に該当する場合（該当する可能性がある場合）は、デザインを使用することはできません。

- (1) 利用の目的または内容が暴力団の活動を助長し、または運営に資することとなるものと認められる場合
- (2) 事業者や事業者に関わる第三者が暴力団員である場合、または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない場合
- (3) 暴力団または暴力団員に対して、直接または間接的に、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、便宜を供与し、または暴力団の維持若しくは運営に協力したと認められる場合
- (4) 暴力団または暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる場合

5. 使用条件

- (1) 使用料は無料です。
- (2) デザインについて、縦横比率は変更しないでください。
- (3) 独自にデザインの変形や加工を行って、使用しないでください。
- (4) 原則として使用期限はありませんが、デザインマンホールを撤去した際は、新規の商品作成はできません。販売に関しては、在庫限りとしてください。
- (5) 墨田区がホームページで提供する画像データをご使用ください。
- (6) ポスター、チラシ、グッズ及びノベルティ等を作成した場合は、見本品を下記、問合せ先までお送りください。
- (7) 使用届出書及び商用利用申請書の内容を逸脱しないでください。
- (8) 「3.遵守事項」、「4.暴力団排除に関する遵守事項」、「5.使用条件」に反した使用が認められた場合は、使用者に対して改善を求めることとし、それに応じない場合は使用許可を取り消します。
- (9) デザインの使用によって生じた問題・トラブル等について、墨田区は一切関与しないものとします。ロゴマークを使用した作成物に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者本人の責任で必要な処理を行ってください。
- (10) デザインの使用により、墨田区に対して不利益または損害を与えた場合、あるいはデザインの権利を侵害したと認められる場合は、区は法的措置を講じるものとします。

6. お問い合わせ先

墨田区産業観光部観光課

〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号 墨田区役所 14 階

Mail : kankou@city.sumida.lg.jp Tel : 03-5608-6500 Fax : 03-5608-6934